

可燃ごみ収集が週1回になります

市では、これまで循環型社会の実現に向けて、ごみの減量とごみ収集の効率化に努め、既に大半の区・自治会で可燃ごみ収集が週1回となっています。

また、この取組みにより、削減できたごみ処理経費分は、小中学生医療費の無償化など福祉の充実に生かされてきました。

この取組みを一層進めるため、4月から全市において可燃ごみの収集が週1回になります。

【生活環境課】



4月から市全域の可燃ごみ収集が週1回になります

これまで可燃ごみ収集が週2回であった地区も次の場合を除き、4月から週1回になります。

- 経過措置として、本年6月～9月の間、週2回収集を実施する地区
さつき台、みゆき台、橋本ニュータウン、しらさぎ台、城山台、柿の木坂、紀見ヶ丘、三石台（中高層マンションを除く）、光陽台、小峰台、あやの台
- 例外的な措置として、週2回収集を継続する中高層マンション
グリーンコート、サンロード、グリーンバレー、シャルマンフジ、ディオフェルティ、ベルビュー

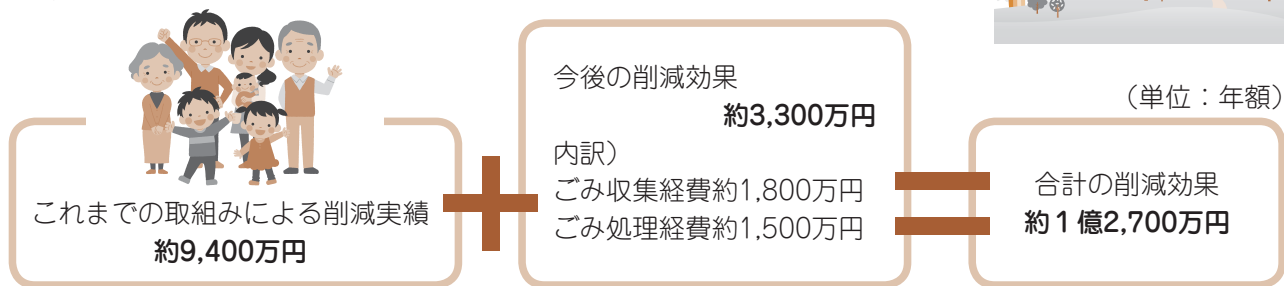
**ごみは当日の午前8時
までに出しましょう**

可燃ごみ収集が週1回になることで、収集時間が変わる場合があります。これからも、時間厳守のご協力をお願いします。

今回の取組みによる効果

皆様のご協力で、ごみの減量・分別を行い、市全域で可燃ごみ収集の週1回を実施することで、年間約1,800トンのごみ削減を見込んでいます。

また、これにより収集・処理経費を合わせて年間約1億2,700万円の経費削減効果があると見込んでいます。



みんなでエコ&予算の有効活用

プラスチック製容器包装や紙箱などの雑紙を分別し、リサイクルしたり、生ごみを乾燥したりすることで可燃ごみを減らすことができます。これらごみの減量は地球環境の保全（地球を守ること）につながります。

また、ごみの収集・処理には多額の費用がかかります。ごみを減らすことでこの経費を抑え、福祉などに予算を生かすこともできます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702

はぐくむ条例出前講座を実施します

市では、「協働のまちづくり」に取り組むための基本的な考え方やルールなどを定めた「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例（略称：はぐくむ条例）」の内容について説明する出前講座を実施します。はぐくむ条例について知りたいことがあれば、ぜひ申し込んでください。

【政策企画室】



はぐくむ条例出前講座ってなに？

はぐくむ条例をもっと知っていただくために、市職員が市民の皆さんの会合やサークル活動の場などに出向いて説明する講座です。

申し込みはどうすればいいの？

「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例 出前講座申込書」に必要事項を記入し、政策企画室に申し込んでください。申し込みは随時受け付けています。

申込書は、政策企画室および市ホームページから入手できます。

どんな人が利用できるの？

原則、市内に在住、在勤、在学する10人以上のグループが対象です。企業の職場研修や学校の授業などにも利用していただけます。

申し込み・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 総合政策部 政策企画室
☎33-1576 ファクス33-1665
Eメール kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

いつ利用できるの？

平日のほか、土・日曜、祝日も利用できますが、時間は午前9時から午後9時までの間で、講座の所要時間は30分程度です。

利用日時については、ご希望に沿えない場合、調整をお願いすることがあります。

利用される皆さんへのお願い

講座でお話する内容についての意見交換はできますが、苦情や陳情の場ではありませんのでご理解ください。

政治・宗教・営利、その他出前講座をする上でふさわしくないと判断した場合には、職員を派遣できません。

その他、ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

料金や会場はどうすればいいの？

講師にかかる費用は無料です。当日の資料は担当課が準備します。

会場は橋本市内に限ります。会場の手配や準備、後片付け、会場費の負担、会の進行などは利用する皆さんをお願いします。

講座開催までの流れ

利用できる人

原則、市内に在住、在勤、在学する10人以上のグループが利用できます。



申し込み

政策企画室および市ホームページで入手できる申込書を政策企画室に提出。



日程調整

開催日時を調整の上、申込者に市内の会場を手配していただきます。



講座開催

申込者の進行により講座を開催します。資料は市が用意します。

